

# 1 歯科疾患総合指導料を算定 (I4のC<sub>2</sub>, 軽度の慢性辺縁性歯周炎)

$\frac{7}{7} \frac{7}{7} P_1, I4 C_2$

(診療内容は主なポイントを記載)

4/1	歯科初診料 X線 (オルソパントモ) 歯周基本検査 口腔内写真検査 口腔内の診査より: I4のC <sub>2</sub> I1のCR充填の変色 軽度の歯肉の発赤、腫脹 スタディモデル 診断: I4のC <sub>2</sub> 全顎 軽度の慢性辺縁性歯周炎 歯科疾患総合指導料 治療計画: I4はCR修復 歯周炎はスケーリング 機械的歯面清掃加算 歯科衛生実地指導料 スケーリング	180 317 200 — — 130 80 80 64 +42×2 (合計 1,135)
4/5	再診料 I4 充填 CR充填 (複雑) 材料料 EE・EB 研磨 スケーリング	38 120 100 28 43 14 64 +42×2 (合計 491)
4/14	再診料 歯周基本検査 歯周疾患指導管理料	38 100 — (合計 138)
主訴である I4 の症状も改善し、充填物の違和感もなく経過は順調。歯周炎も検査結果から「歯周病の診断と治療のガイドライン」の「治癒をめやす」の範囲内であり、治療は終了		
治療終了より2月経過後、再来院 主訴 I1 の変色が気になる 歯肉の傷 口腔内の診査 I1 の変色と不適合なCR充填、ブラッシングによると思われる外傷と一部炎症		
6/25	再診料 歯周疾患指導管理料 歯周基本検査 機械的歯面清掃加算 再スケーリング	38 100 200 — — (合計 338)

- 診断の所見を診療録に記載。
- 歯科疾患総合指導料に含まれ算定出来ない。
- 提供した文書の治療計画が終了した日から起算して3月以内は、例外を除き再診として取り扱い初診料は算定できない。
- 文書提供 有  
患者自署による署名 有
- 対象疾患は歯周疾患のみ、歯科衛生士が行った場合は行った歯科衛生士による署名。
- 文書提供 有
- 算定単位は3分の1顎単位、同時に3分の1顎を超えて行った場合は、3分の1顎を増すごとに42点を加算する。  
機械的歯面清掃加算との同時算定も可能。
- 「複雑なもの」とは隣在歯との接触点または接触点相当部を含む窩洞に充填した場合を指す。
- 「スケーリング」とは、単に歯肉縁上に付着した歯石等の除去のみを行うことではなく、歯肉縁下に付着している歯石等の沈着物を除去することをいう。
- 1月以内の再度の歯周組織検査は所定点数の100分の50で算定する。
- 歯科疾患総合指導料算定月の翌月は算定可能。
- 機械的歯面清掃加算は3月に1度の算定。
- 歯科疾患総合指導料を算定した場合は、治療終了日より3月は初診料の算定ができない。
- 文書提供
- 再来院時の病態、主訴によっては検査を行う必要もある。
- 前回行った日より3月以内は算定できない。
- 同じ部位に2回以上の同じ基本治療を行っても、1回目に含まれ算定できない。

## 2

# 歯科疾患総合指導料を算定なし (4のC<sub>2</sub>, 軽度の慢性辺縁性歯周炎)

7+7 P<sub>1</sub>, 4 C<sub>2</sub>

(診療内容は主なポイントを記載)

診断の所見を診療録に記載。	4/1	歯科初診料	180
文書提供 有 自署による署名 無		X線 (オルソパントモ)	317
対象疾患は歯周疾患のみ、歯科衛生士が行った場合は行った歯科衛生士による署名。		歯周基本検査	200
歯周組織検査後、動機付け目的に行えば算定可能 (5枚が限度)		歯周疾患指導管理料 (* 歯周基本検査算定後)	100
5枚を限度として行う。氏名、撮影年月日を記載し、カラー写真を診療録に添付。		機械的歯面清掃加算 口腔内写真検査	80 (10×5)
文書提供 有		歯科衛生実地指導料 スケーリング	80 64 +42×2
算定単位は3分の1顎単位、同時に3分の1顎を超えて行った場合は、3分の1顎を増すごとに42点を加算する。 機械的歯面清掃加算と同時に算定は可能。		<合計 1,105 (1,150, 1,205)>	
「複雑なもの」とは隣在歯との接触点または接触点相当部を含む窩洞に充填した場合を指す。	4/5	再診料	38
「スケーリング」とは、単に歯肉縁上に付着した歯石等の除去のみを行うことではなく、歯肉縁下に付着している歯石等の沈着物を除去することをいう。		4 充填	120
機械的歯面清掃加算は3月に1度の算定。		CR充填 (複雑)	100
		材料料	28
		EE・EB	43
		研磨	14
		スケーリング	64 +42×2 (合計 491)
	4/14	再診料	38
		歯周基本検査	100
		歯周疾患指導管理料	—
		(合計 138)	
歯科疾患総合指導料を算定した場合は終了日より3月は初診料の算定ができない。	主訴である 4 の症状も改善し、充填物の違和感もなく経過は順調。歯周炎も検査結果から「歯周病の診断と治療のガイドライン」の「治癒のめやす」の範囲内であり、治療は終了		
文書提供。	治療終了より2月経過後、再来院		
初診なので、傷病によって必要性がある。	主訴 1 の変色が気になる 歯肉の傷		
前回行った日より3月以内は算定できない。	口腔内の診査 1 の変色と不適なCR充填ブラッシングによると思われる外傷と一部炎症		
検査結果により 7+4   4+7 3+3 3+3 に行う必要性あり、他の部位は機械的歯面清掃加算で対応。	6/25	歯科初診料	180
		歯周疾患指導管理料	100
		歯周基本検査	200
		機械的歯面清掃加算	—
		スケーリング	64 +42×2 (合計 628)

### 3

## 歯科疾患総合指導料を算定

### 6 C<sub>3</sub> 急化 Pul, 8 Perico

(診療内容は主なポイントを記載)

4/1	歯科初診料 X線 (D)×2 または X線 (パノラマ) 口腔内写真検査(5枚) スタディモデル	180 48×2 または (317) — —
	歯科疾患総合指導料 治療計画 (内容略)	130
	機械的歯面清掃	—
	歯科衛生実地指導料	80

[前回の治療終了後1月以上経過した場合]  
 前回の治療が歯科疾患総合指導料を算定し治療計画に基づき継続的に行われていた場合、治療終了より3ヵ月が経過していなければ初診として取り扱わない。

この傷病名ではX線(オルソパントモ)の画像診断の必要性は問われることも考えられる。

治療の開始にあたり、同意を得たうえで、治療計画の立案に必要に応じ画像診断を実施し、効果的に説明する。

[患者に説明用の資料]  
 歯科疾患総合指導料を算定する場合、説明に用いる資料は口腔内写真、スタディモデルが望ましいが、患者本人の初診時の口腔の状態、病状等を最大に表したものでよい。写真診断の所見を診療録に記載。

歯科疾患総合指導料に含まれる。

[提供する文書への署名]  
 治療計画・指導内容等を患者が理解したことを確認したうえで年月日および自署による署名を得る。

[診療録の記載事項]  
 一連の指導計画、指導内容、患者説明用に実際に使用した資料の種類および内容等の記載と、交付文書の添付。

[算定の時期]  
 原則的には初診日、やむを得ない場合は初回または2回目の再診日。

[提供する文書に記載すべき内容]  
 口腔状況・プラークチャートを用いた付着状況と除去方法・家庭療法の3つ全ての指導等の内容、プラーク付着状況結果、指導の開始および終了時刻、保険医療機関名、当該指導を行った歯科衛生士の署名が記載されたもの。[業務記録簿に記載]  
 交付文書を添付。

4

歯科疾患総合指導料を算定しない

6 C<sub>3</sub> 急化 Pul, 8 Perico

(診療内容は主なポイントを記載)

<p>前回の傷病が「治癒」し、治療が終了していれば、前回の終了日より1月以上経過していれば、初診料は算定できる。</p>	<p>4/1 歯科初診料 X線 (D)×2</p> <p>180 48×2</p>
<p>この傷病名ではX線(オルソパントモ)の画像診断の必要性は問われることが十分に考えられる。写真診断の所見を診療録に記載</p>	<p>口腔内写真検査 (5枚)</p> <p>—</p>
<p>歯周疾患に対する検査項目であるので、算定できない。</p>	<p>スタディモデル</p> <p>50</p>
<p>必要に応じ算定は可能 *個人トレー等歯科技工物の製作に用いた場合は算定できない。歯列および咬合状態、歯肉縁上の歯冠・歯根の状態、歯の植立の方向、欠損の状態、顎堤、口蓋、小帯等の軟組織の形態等詳細な検査結果を診療録に記載。</p>	<p>歯科口腔衛生指導料</p> <p>100</p>
<p>今回から初診月でも算定可。月に1回の算定。 [対象疾患] 齲蝕または16歳未満で歯肉炎に罹患している患者 [文書提供] 病名、病状、一連の指導計画、指導内容の要点、保険医療機関名、主治の歯科医師名等を記載したもの。 (フッ素の加算を算定した場合は、指導の内容、療養上必要な事項等を含めて記載) 自署による署名は必要なし</p>	<p>機械的歯面清掃</p> <p>—</p>
<p>[加算対象の指導料] 歯科疾患総合指導料、歯周疾患指導管理料、歯科疾患継続指導料 上記の指導料以外は加算の対象外</p>	<p>歯科衛生実地指導料</p> <p>80</p>
<p>[対象疾患] 齲蝕または歯周疾患</p>	